

保護者の皆様 へ

鎌倉市長 松尾 崇

保育園における緊急事態宣言期間終了後の対応について

日頃から、本市の保育行政に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では、神奈川県知事からの緊急事態措置に係る実施方針等に基づき、令和 2 年(2020 年) 5 月 31 日(日)までの間、原則保育の対象者を限定したうえで保育を実施しております。

現在、神奈川県を含む 5 都道府県において、緊急事態宣言が出されていますが、仮に、同年 5 月 31 日(日)よりも前に宣言が解除された場合でも、現在の対象者を限定した保育の実施は同年 5 月 31 日(日)まで継続いたします。

また、宣言が解除された場合につきましても、完全に感染が収束したものではないことから、同年 6 月 30 日(火)までの間は、できるかぎり御家庭での保育をお願いしたいと考えております。

在園児はもとより、皆様の命を守るため、引き続き、登園自粛に御協力くださいますようお願いいたします。

※緊急事態宣言が解除されない場合は、登園自粛(現在の対象者を限定した保育の実施)期間を延長させていただきます。

※園児や保育士等が発症した場合は、当該保育園の臨時休園を速やかに判断します。

※お休み頂いた日数に応じた保育料の減額措置は 6 月末まで実施します。

以上

事務担当：保育課保育担当
電話 0467-23-3000 内線 2659